

箕面市行政情報ネットワークシステム
更新等業務委託 仕様書

令和元年(2019年)5月
箕面市 総務部 情報政策室

目次

1. 業務名	1
2. 履行期間	1
3. 履行場所	1
4. 業務内容	1
4-1 概要と目的	1
4-2 本調達の範囲	1
4-3 業務の要件	3
4-3-1 ハウジング環境及び専用回線	3
4-3-2 ハウジング環境におけるインフラサーバ環境整備	5
4-3-3 データセンター内グループウェアサーバ	6
4-3-4 上下水道局庁舎内環境整備	7
4-3-5 既存ネットワーク環境に係る設定変更	8
4-3-6 クライアント端末整備	10
4-3-7 上下水道局庁舎内サーバ室整備	15
4-3-8 サーバの OS 等の更新とクライアント端末の入替後の運用管理業務(箕面市行政情報ネットワークシステム運用管理業務(仮称))	15
5. その他	19
5-1 作業に係る要件	19
5-2 LAN 配線及び付帯作業に係る要件	20
5-3 スケジュール要件	20

1. 業務名

箕面市行政情報ネットワークシステム更新等業務委託

2. 履行期間

契約締結日から令和 2 年(2020 年)3 月 31 日(火)まで

3. 履行場所

箕面市役所庁舎、箕面市上下水道局庁舎(大阪府箕面市西小路 3 丁目 1 番 8 号)
他、本市の指定する場所

4. 業務内容

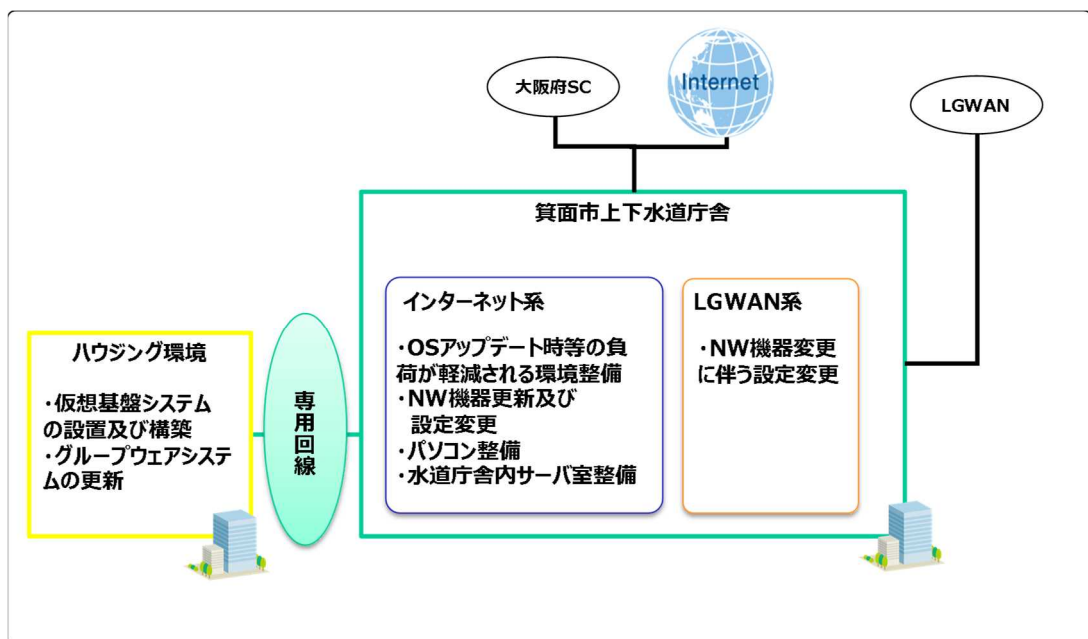
4-1 概要と目的

平成 24 年度に構築した現行の行政イントラネットワークシステム(以下「M-Net」という。)で稼働しているサーバとクライアント端末の OS 等のサポート期限が 2020 年 1 月に満了する。

本業務では、M-Net で稼働している各種サーバ(現在、箕面市上下水道局庁舎(以下「上下水道局庁舎」という。)に設置)の OS 等の更新とクライアント端末の入替を行うとともに、BCP の観点から、現在のオンプレミス方式のシステム環境をクラウド方式のものへと刷新する。また、サーバの OS 等の更新とクライアント端末の入替後の M-Net における運用管理業務(箕面市行政情報ネットワークシステム運用管理業務(仮称))も行うものとする。

4-2 本調達の範囲

(1) 本調達の範囲は、下図のとおりとする。



図【調達範囲全体概要図】

- (2) 既設機器のシステム構成等の情報については、下記の期間・場所において記録媒体にて手交する。希望者は、社員証又は名刺(貴社名、連絡担当者情報(部署名、役職、担当者氏名、電話番号、メールアドレス)がわかるもの)と別紙「守秘義務の遵守等に関する誓約書_箕面市行政情報ネットワークシステム更新等業務委託」を提出すること。

【手交期間】

令和元年(2019年)5月8日(水)～令和元年(2019年)6月4日(火)

平日の午前9時から午後5時まで

【手交場所】

箕面市総務部情報政策室

〒562-0003

大阪府箕面市西小路3丁目1番8号 箕面市上下水道局庁舎4階

TEL:072-724-6188

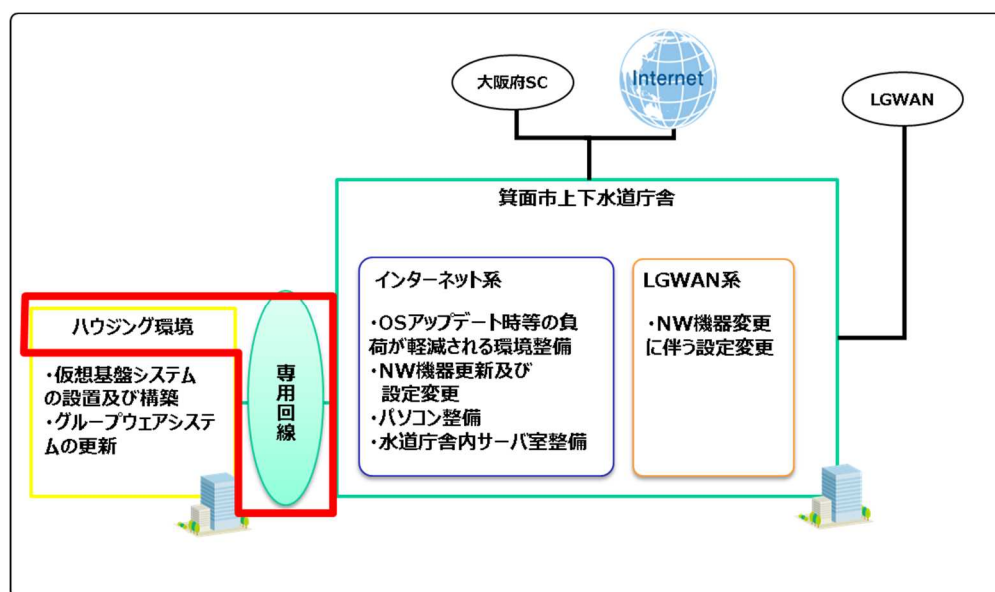
手交する記録媒体については、令和元年(2019年)6月4日(火)午後5時30分までに完全消去・破棄し、令和元年(2019年)6月4日(火)午後5時30分までに箕面市情報政策室へ別紙「データ等消去完了報告書_箕面市行政情報ネットワークシステム更新等業務委託」を提出すること。また、本調達にあたり、知り得た本市に関する事項については、将来においても一切他に漏らさないこと。

4-3 業務の要件

4-3-1 ハウジング環境及び専用回線

クラウドサービスはハウジング方式を前提としており、データセンター～上下水道局庁舎の回線については信頼性、将来の拡張性を勘案し、専用回線を利用するものとする。

調達範囲は下記赤枠のとおりとする。



図【4-3-1 調達範囲】

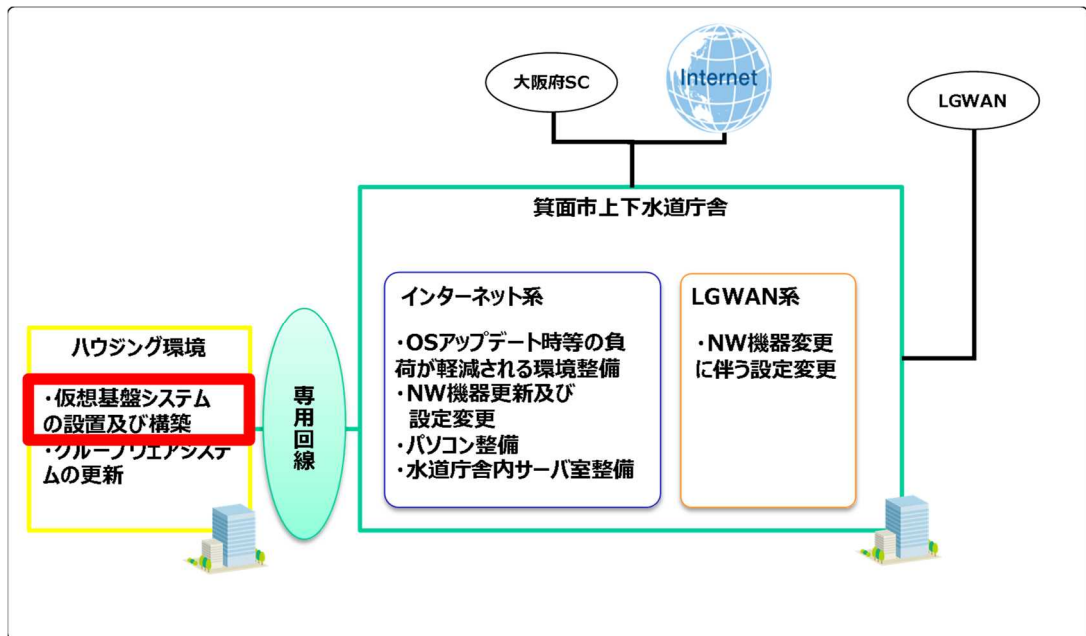
- (1) 下記共通仕様を満たすハウジング環境を提供すること。
 - (ア) サーバ機器類が稼働する機器が設置されるデータセンターは日本国内にあり、日本データセンター協会の定めるティア3相当以上とすること。
 - (イ) 自家発電設備は給油なしに連続して48時間以上運転できること。
 - (ウ) 回線業者がデータセンター内への引き込みを行うので、ラックまでの光ケーブル敷設工事を行うこと。
 - (エ) 計画的な工事または定期的な保守等によって、サービスを停止する場合は、少なくとも1ヶ月前までに本市に通知すること。なお、安定的・効率的な運用に必要な緊急停止については、本市と協議のうえ、対応を決定することとする。
- (2) データセンターと上下水道局庁舎を接続する専用回線は下記を満たすこと。
 - (ア) 十分な帯域を確保するため、10Gbps帯域確保以上を用意すること。
 - (イ) データセンターの場所により回線引込み費用、回線利用料が増減するため、回線業者と連携し費用を積算すること。ただし、回線に関する契約については本市と回線業者で直接契約するものとする。
 - (ウ) レイヤー2方式で通信させること。(調達する機器の設定作業を含む。)

- (エ) 10Gbps で通信する LAN ケーブルは Category7 以上とすること。
- (オ) 接続に必要なネットワーク機器も調達すること。製品は下記とする。

No.	品名	型名	数量
1	LEX1881-1F	LEX1881-1F	4
2	10G SFP+ モジュール 1 芯版 LC コネクタ	SFP+SLX シリーズ (距離により変更)	4
3	SR-S332TR1 10 ギガ対応 レイヤー2 高機能スイッチ	SJ332TR114	4
4	AC 電源オプション	SJPWA	4

4-3-2 ハウジング環境におけるインフラサーバ環境整備

現行 M-Net サーバの OS 保守期間終了に伴い、機器及び OS の更新作業を行い、データセンターへ移設を行う。現行稼動している仮想基盤システム(富士通製サーバ PRIMEQUEST 及び ETERNUS)は流用及び増設し、ハウジング環境に移設する。調達範囲は下記赤枠のとおりとする。

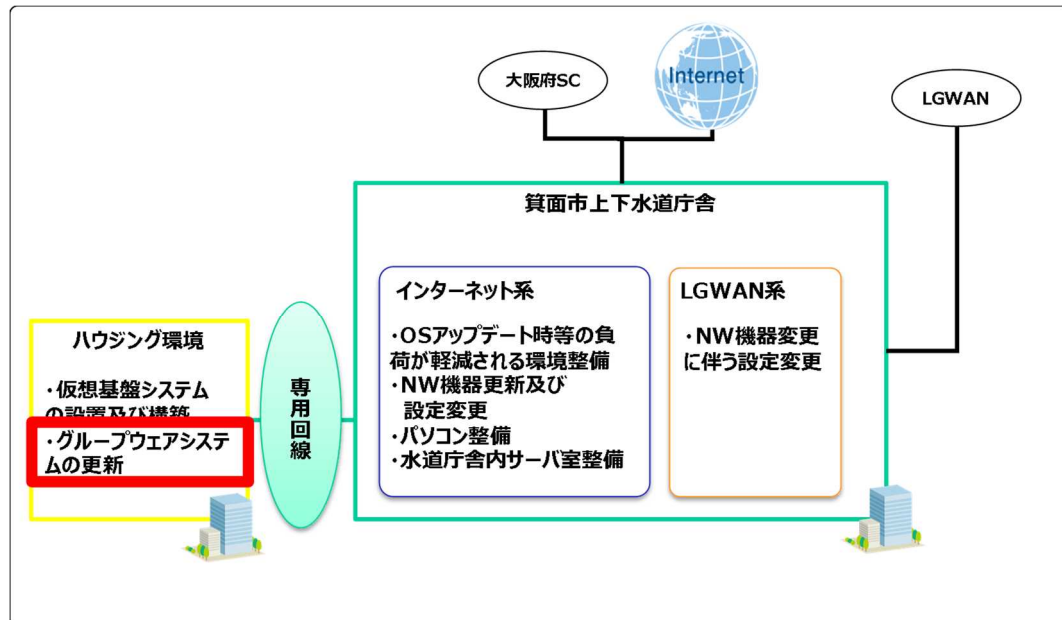


図【4-3-2 調達範囲】

- (1) 下記仕様を満たすサーバ機器を提供すること。
 - (ア) 別紙「データセンター内機器一覧」を参照し調達すること。
 - (イ) 現行稼動している仮想基盤システム(富士通製サーバ PRIMEQUEST 及び ETERNUS)は流用及び増設し、データセンター内に移設すること。
- (2) 下記作業を含めること。
 - (ア) 最新 OS で稼動する環境を構築すること。
 - (イ) 仮想基盤システム機器は既存のものを継続利用するため、現在稼働中の OS 環境(現行環境)とは別に新しい OS 環境(新環境)を当該機器内に構築し、現行環境から新環境へ移行させること。
 - (ウ) 機器を移設し、データセンターにおいて別紙「更新対象システム一覧」に記載するシステムを問題なく稼働させること。
 - (エ) 別紙「更新対象外サーバ機器一覧」に記載する、LGWAN 系環境内の機器と連携できること。

4-3-3 データセンター内グループウェアサーバ

既存グループウェアソフトの更新を行うとともに、メールやスケジュールを庁外から確認できる環境を構築すること。稼働環境は「4-3-2 ハウジング環境におけるインフラサーバ環境整備」にて整備する仮想基盤で稼働するものとする。

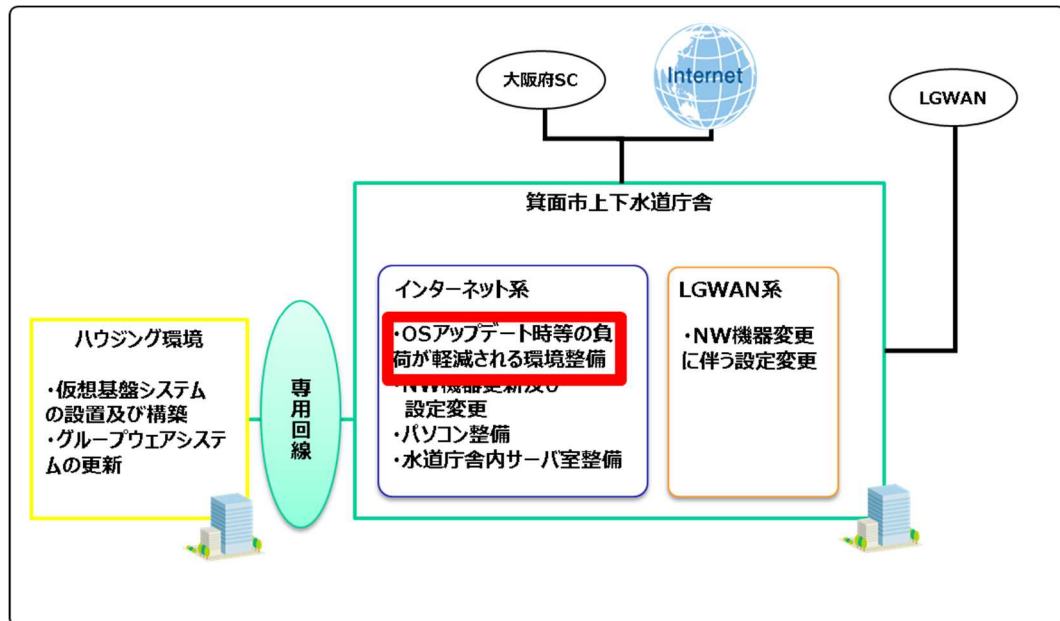


図【4-3-3 調達範囲】

- (1) 別紙「グループウェア機能要件」を満たすグループウェアソフトを提供すること。
- (2) グループウェア機能、リモートアクセス機能のユーザ数は下記のとおり。なお、1ユーザ単位で追加可能であること。
 - (ア) グループウェアユーザ数 1,650
 - (イ) リモートアクセスユーザ数 500
- (3) グループウェア環境の整備後、継続的に利用料が発生する場合は、年額費用と月額費用を積算すること。なお、費用は、税抜額と税込額の両方を記載すること。
- (4) 初年度のライセンス等の利用料には、初年度のソフトウェア保守の費用を積算すること。
- (5) 下記作業を含めること。
 - (ア) 利用に必要な部署、所属、役職、権限、職員情報等のグループウェア環境を構築すること。
 - (イ) 既設グループウェアシステムからメール通信の切替前に並行稼働させ、職員が習熟できる期間を設けること。
 - (ウ) 上位メールサーバ切替後も既設グループウェアシステムの過去データは参照できる環境を提供すること。なお、既設グループウェアシステムが格納するデータストア領域は今回調達する機器に格納すること。

4-3-4 上下水道局庁舎内環境整備

クライアント端末の OS (Windows10 Pro を想定) のアップデート時等のネットワークへの負荷が軽減される環境を構築する。



図【4-3-4 調達範囲】

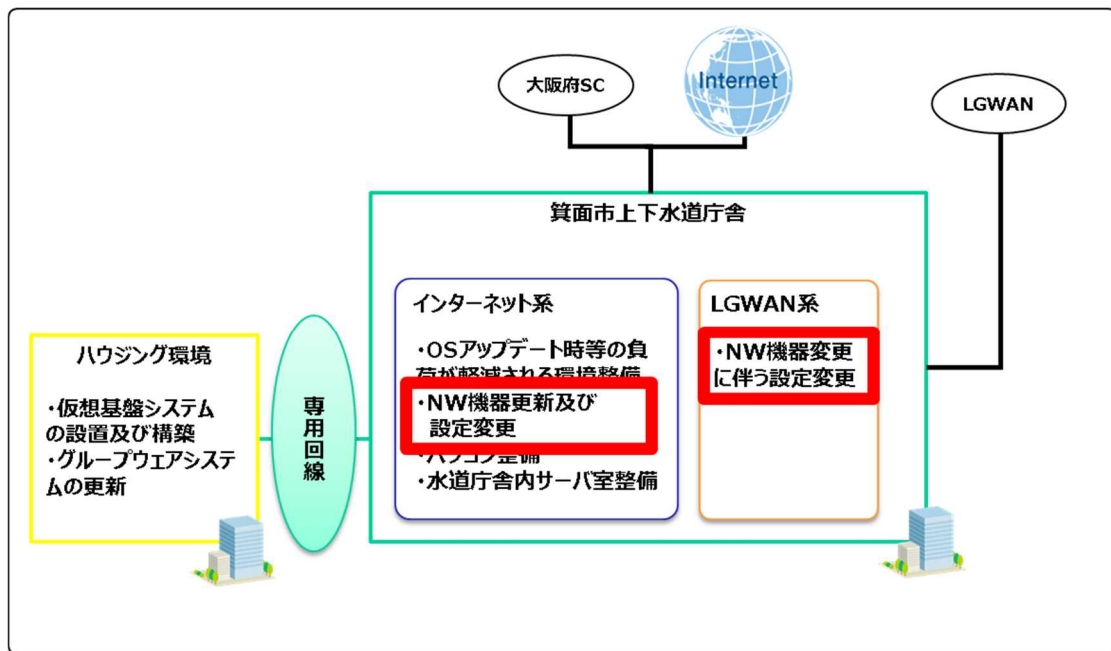
- (1) 下記仕様を満たす環境を構築すること。
 - (ア) 機器は冗長構成とすること。
 - (イ) 最新 OS で稼働する環境を構築すること。
 - (ウ) 別紙「更新対象外サーバ機器一覧」に記載の機器と連携できること。
 - (エ) Windows10 機能アップデートについて、ネットワーク帯域を占有することなく、分散してクライアント端末へ配信する環境を構築すること。
 - (オ) クライアント端末への OS アップデート配信状況が、端末機管理システム等を活用して容易に確認できる環境を構築すること。

4-3-5 既存ネットワーク環境に係る設定変更

既設環境の更新に伴い、後述するネットワーク機器（ルータ、無線認証機器及びファイアウォール機器）を調達すること。

既存環境設定変更の対象機器は、LGWAN 環境内における強靱化サーバ群及びネットワーク機器、庁内に設置済み無線 AP、無線 AC 機器とする。

調達範囲は下記赤枠のとおりとする。



図【4-3-5 調達範囲】

(1) 下記ネットワーク機器を調達すること。

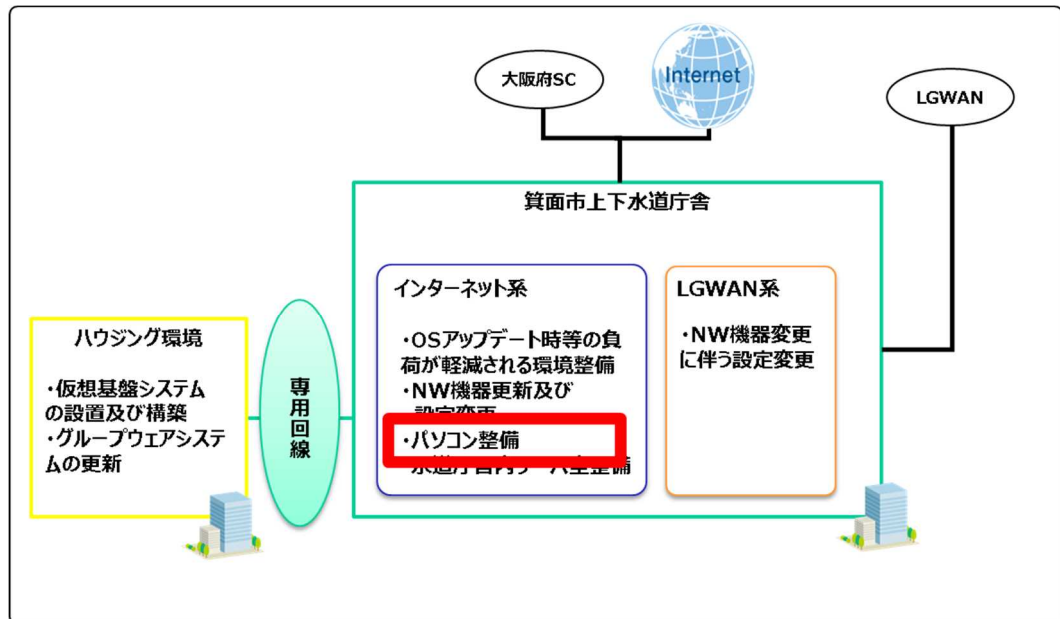
No.	品名	型名	数量
1	Si-R G200B	SIG200BV4	2
2	Si-R G200B 当日訪問修理(5年)	SV7X0CP4D	2
3	NetAttest EPS	EPS-ST05-A	2
4	NetAttest EPS 機能拡張オプション(2,000)	EPS-ST05-L-2KS	2
5	NetAttest EPS MAC アドレス認証拡張オプション	EPS-ST05-L-M	2
6	NetAttest EPS 代替機先出しセンドバック 年間サポートサービス [優遇]	EPS-ST05-A-2KSM-H2F	2
7	NetAttest EPS 代替機先出しセンドバック 年間サポートサービス [標準]	EPS-ST05-A-2KSM-H2	10
8	FortiGate 200E UTM バンドル版	FG-200E-BDL-FC	2

(2) 設定変更作業について

- (ア) 本調達にて更新予定の仮想基盤システム及びネットワーク機器の変更に伴い、上記調達機器のネットワーク設定が以前と相違なく稼動するよう設定調整を行うこと。
- (イ) 既存機器における設定変更を行うこと。対象機器は下記とする。
 - ・LGWAN 系に配備されている強靱化サーバ(物理サーバ、仮想サーバ)
 - ・庁内設置済み無線 AP 機器、無線 AC 機器
 - ・庁内ネットワーク機器
- (ウ) 機器更新に伴い発生する上記設定作業は既設保守業者から見積書を取得し費用に含めること。

4-3-6 クライアント端末整備

クライアント端末機器を整備すること。また、Office ライセンスの調達も含めること。なお、調達範囲は下記赤枠のとおりとする。



図【4-3-6 調達範囲】

(1) 下記仕様を満たすノートパソコンを提供すること。

(ア) 仕様は以下を満たすこと。

項番	項目	仕様
1	OS	Windows10 Pro
2	CPU	Intel Core i3-7020U 相当以上
3	クロック周波数	2.30GHz 以上
4	メモリ	8GB 以上
5	内蔵ストレージ	SSD:128GB 以上
6	ディスプレイ	13.3 インチワイド以上
7	通信機能	・ 802.11a/b/g/n/ac に準拠していること ・ 無線デュアルバンド(2.4GHz+5GHz)に対応していること ・ Bluetooth 通信に対応していること
8	インターフェース	・ USB 3.1 TypeC ×1 以上 ・ USB 3.1 ポート ×1 以上 ・ アナログ RGB ミニ D-sub15 ピン ×1 以上 ・ ヘッドフォン・マイクジャック兼用端子 ×1 以上

		・ ネットワークポート(RJ45) ×1 以上
9	オーディオ機能	ステレオスピーカー、ステレオマイクが内蔵されていること
10	電源	・ バッテリー駆動時間が 8 時間以上であること(JEITA 2.0 準拠の場合) ・ 充放電を 700 回以上できること
11	本体質量	1.5kg 以下
12	サイズ (幅×奥行き×高さ)	350×250×20mm 以下
13	その他	・ Web ブラウザとして、Internet Explorer11 を搭載していること ・ 導入から 6 年間製造メーカーの部品供給が継続されること。ただし、6 年目はオプション等の条件付きによる対応でも可能とする。 ・ 大阪を含む国内に複数のメーカーサポート拠点を有し、総合的に素早いサポートが可能であること ・ 導入してから 1 年間、当該機器故障時には無償対応すること(故意の過失による故障時は除く) ・ OS が搭載しているキーボード自動認識機能に対応していること ・ 本体に付属しているマニュアル等が、日本語表記であること ・ 端末全台、色を統一し、同一機種・型番で揃えること

(イ) 数量

574 台

(2) 下記仕様を満たすデスクトップパソコンを提供すること。

(ア) 仕様は以下を満たすこと。

項番	項目	仕様
1	OS	Windows10 Pro
2	CPU	Intel Core i3-8100 相当以上
3	クロック周波数	3.60GHz 以上
4	メモリ	8GB 以上

5	内蔵ストレージ	128GB 以上(SSD、HDD どちらでも可)
6	通信機能	・ 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 準拠 ・ 無線デュアルバンド(2.4GHz+5GHz)に対応していること (外付け対応でも可とする)
7	インターフェース	・ USB 3.0 ポート ×4 以上 ・ USB 2.0 ポート ×2 以上 ・ DVI-D(シングルリンク、24 ピン) ×1 以上 ・ アナログ RGB ミニ D-sub15 ピン ×1 以上 ・ ネットワークポート(RJ45) ×1 以上 ・ PS/2 ミニ-DIN6 ピン ×2 以上 ・ マイク端子 ×1 以上、ヘッドホン端子 ×1 以上
8	電源	・ AC100V±10%(AC アウトレット付) ・ パソコン本体の電源を ON にすると、同時にディスプレイの電源も ON になる電源連動機能(電源連動式サービスコンセント)を搭載すること
9	本体質量	6.0kg 以下
10	縦置き時のサイズ (幅×奥行き×高さ)	90×340×340mm 以下
11	周辺機器	・ USB 光学マウス ×1 ・ キーボード ×1
12	その他	・ Web ブラウザとして、Internet Explorer11 を搭載していること ・ 導入から 6 年間製造メーカーの部品供給が継続されること。ただし、6 年目はオプション等の条件付きによる対応でも可能とする。 ・ 大阪を含む国内に複数のメーカーサポート拠点を有し、総合的に素早いサポートが可能であること

		・ 導入してから 1 年間、当該機器故障時には無償対応すること(故意の過失による故障時は除く) ・ OS が搭載しているキーボード自動認識機能に対応していること ・ 本体に付属しているマニュアル等が、日本語表記であること ・ 端末全台、色を統一し、同一機種・型番で揃えること
--	--	--

(イ) 数量
450 台

(3) オフィスソフトについて

(ア) 現在本市で運用している JUST Office ライセンスのバージョンアップライセンスを調達すること。

製品名:JUST Office 4 Standard バージョンアップライセンス(ガバメントライセンス)

数量:1024

(イ) 下記の Microsoft Office とそのライセンスを調達すること。官公庁向けボリュームライセンスとすること。

製品名	数量
Microsoft Office 2019 Standard	50
Microsoft Office 2019 Professional	15

(4) クライアント端末の設定・設置作業について

(ア) 下記のとおり、クライアント端末のキッティング作業を行うこと。また、すべてのクライアント端末をサーバ環境に合わせた構成とすること。

- ・OS、各ソフトウェアについてインストール及び各種設定を行うこと。また、不要なソフトウェアについては削除すること。
- ・ネットワークに関する設定を行うこと。IP やユーザ設定等、設定内容については別途本市より指示するとおりとし、必要に応じて本市と協議を行うこと。
- ・機器について、上記設定を行った上で、納入期限までに本市の指定する場所に設置し、動作確認を行うこと。
- ・本市専用で作成したリカバリメディア(雛形)及び利用者マニュアルを納品すること。なお、リカバリメディア作成に必要なソフトウェアは本調達に含むこと。

(イ) 既存クライアント端末機器と本調達にて提供するクライアント端末を交換設置すること。なお、既存クライアント端末機器の設置場所(交換設置場所)は、別紙「既存クライアント端末機器設置場所一覧」のとおり。

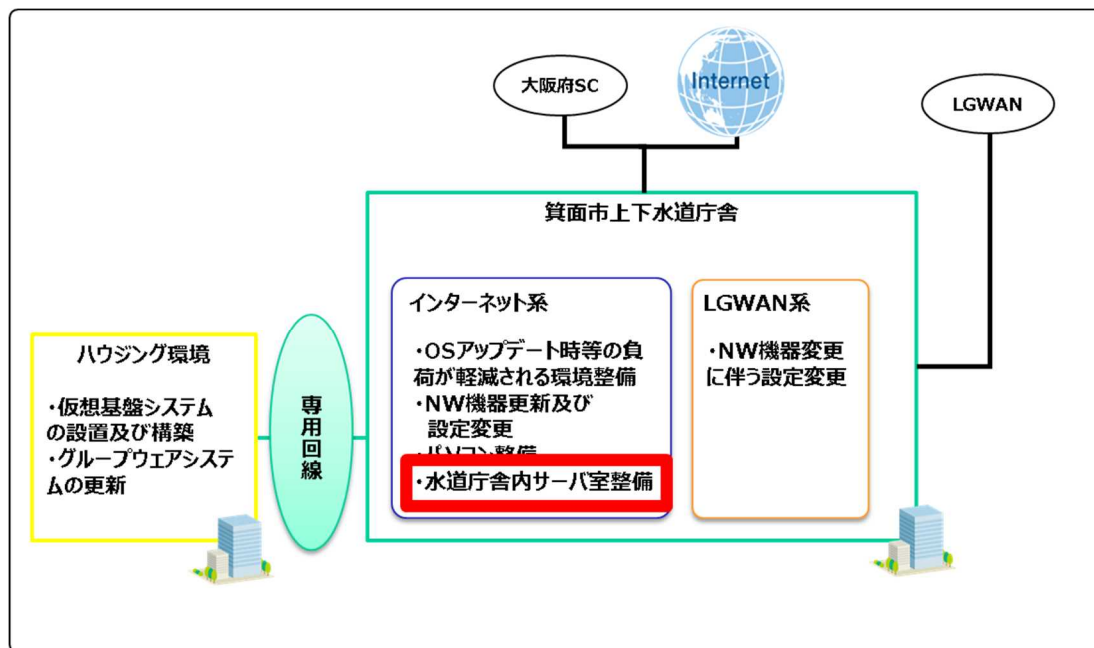
(ウ) 不要となる既存クライアント端末機器の撤去を行うこと。

(エ) キットティング作業等の端末作業を行う場所は、導入業者にて準備すること。

4-3-7 上下水道局庁舎内サーバ室整備

上下水道局庁舎内サーバ室にて不要となるサーバ機器等の撤去を行うこと。また撤去に伴い、今回更新対象外となる残存機器が複数ラックの点在することとなるため、最小限のラックに機器をまとめること。

移設時は既設環境に影響が発生するため、既設環境保守業者から見積書を取得し、費用に含めること。



図【4-3-7 調達範囲】

4-3-8 サーバの OS 等の更新とクライアント端末の入替後の運用管理業務(箕面市行政情報ネットワークシステム運用管理業務(仮称))

「4-3-1 ハウジング環境及び専用回線」～「4-3-6 クライアント端末整備」の業務遂行後の M-Net における運用管理業務を行うこと。

業務は以下に示す内容とし、常駐形態にて実施すること。なお、常駐作業員は 2 名とし、作業員の作業用スペース等の環境は、本市が用意する。

具体的な作業内容については、運用管理業務開始前に本市と協議のうえ、取り決めるものとする。

(1) 対象機器

対象機器を以下のとおりとする。なお、委託期間中に対象機器の増加が発生した場合は、本市と協議により取り決めるものとする。

- (ア) 別紙「データセンター内機器一覧」及び別紙「更新対象外サーバ機器一覧」に記載されているサーバすべて
- (イ) 無線LANアクセスポイント及び給電装置
- (ウ) M-Net クライアント端末機器
- (エ) M-Net を構成する各ネットワーク機器

(2) システム管理

- (ア) 各システムに規定されたバックアップサイクルや手順に従い、定期的にデータのバックアップ作業(媒体ハンドリングを含む)を実施し、正常終了を確認する。また、必要に応じて臨時にデータバックアップ作業を実施すること。
- (イ) 始業・終業に際しては、状態表示画面によるシステム確認及びログ監視による状態監視を行うこと。
- (ウ) サーバの利用状況調査を定期的に行い、処理状態を確認し障害を未然に防止すること。

(3) アクセス等の分析と対応

- (ア) サーバの利用率(CPU 負荷状況・サーバへのアクセス数)、ネットワーク使用率(トラフィック情報)等の情報収集は、サーバ機能毎に収集する情報を規定し、それらの収集及び分析を行う。
- (イ) サーバの機能による分析範囲の調整結果(事前に本市と協議)に基づき、必要な情報について定量監視・結果報告をするものとする。
- (ウ) 構築されたシステムにおける利用状況調査手順書等の監視項目を明確化したドキュメントに従い、定期的に状況調査・報告を実施すること。

(4) 導入システムを利用したコンピュータウイルスへの対策

- (ア) コンピュータウイルスの最新情報を収集し、感染の予防及び感染時の対応に役立てること。
- (イ) コンピュータウイルス対策システムを常に最新の状態に維持すること。
- (ウ) コンピュータウイルスの感染が発見された場合は、状況の確認を行うとともに、即時に本市に報告を行い、本市と協議の上、必要な対策を講じること。
- (エ) 導入システムによりコンピュータウイルスを駆除できない場合は、本市と協議し対策を講じること。

(5) セキュリティ情報等の収集と対応策の検討

- (ア) 導入システムに関するセキュリティ情報を収集し、対策を講じるとともに、システム変更等が必要な場合は提案を行うこと。
- (イ) 不正アクセスや不正メール等が確認された場合は、即時に本市に報告を行い、本市と協議の上、原因の追求及び対応策の検討を行うとともに、相手に対して警告を発するなどの対応を取ること。

(6) 障害発生時の復旧処理及び事後対応

- (ア) システムに障害が発生した場合は、関係部署(情報政策室、業務所管課及び開発ベンダ等)への連絡を行い、原因調査・切り分け作業に協力すること。

- (イ) 重大トラブル等の発生時は、本市と協議の上、システム復旧に関する現地代替オペレーションを実施すること。操作内容については、本市と協議のうえ、他システム等にも配慮し実施すること。
- (7) 業務拡大、変更時の影響調査作業
業務システムを除く、基盤技術について、業務拡大、変更が発生した場合には、本市の構成変更の提示により、内容を確認し現状の構成・運用を勘案し問題点の抽出や、対策立案に協力すること。
- (8) グループウェア(メール等含む)システムの修正及び変更、追加業務
グループウェアシステムの修正・変更が発生した場合は、本市と協議の上、必要な作業を行うこと。
- (9) ユーザ情報(グループウェア、Windows アカウント等)の登録、修正処理等
人事異動等が発生した際には、本市と協議のうえ、必要なユーザ情報の登録・削除・変更作業を行うこと。
- (10) 運用管理マニュアル作成
維持管理に関する作業マニュアル(始業・終業点検チェックシート、性能測定手順書、バックアップ手順書等、運用管理業務にて必要と想定される各種マニュアル)を作成し整備すること。
ただし、業務システム構築時の運用マニュアル(バックアップ・リカバリ、メンテナンス等)は、本業務の開始時に本市から受託者へ別途提供するものとし、運用段階において作成すべきマニュアルの整備を主な作業とする。
- (11) 情報政策室職員に対するサポート対応
情報政策室から委託範囲に関する質問を受けた場合は、誠実に回答すること。
- (12) ドキュメントの維持管理
ネットワーク資源、システム資源及びユーザ情報を管理するために項番 14 に記載する機器について、ドキュメントの維持管理業務を行うこと。なお、各種ドキュメントの記載内容に変更が生じた場合は、改版作業を行うこと。
 - (ア) 各システムの最新版設定内容の管理
 - (イ) 各システムのシステム構成図の作成
 - (ウ) 各システムの定義体(CONFIG 等)のバックアップ及びメンテナンス
 - (エ) バックアップ媒体管理
 - (オ) システム設計デザインシートのメンテナンス
- (13) クライアント端末の再設定及び障害の切り分け

クライアント端末の維持管理に関し、以下の作業を行うこと。

- (ア) クライアントへの OS アプリケーションソフトの再インストール・設定
- (イ) OS の再インストール及び設定
- (ウ) M-Net 標準仕様ソフトウェアの再インストール及び設定
- (エ) クライアントの動作に障害が発生した場合の障害の切り分け

(14) 問い合わせ対応

電話やメール等により、以下の内容について問い合わせ対応を行う。

(ア) M-Net 標準仕様ソフトウェアの使い方

- ・Windows10 Professional (64bit 版)
- ・JUST Office4 Standard
- ・Microsoft Office Standard
- ・Microsoft Office Professional
- ・SystemWalker LiveHelp Client
- ・SystemWalker LiveHelp Expert
- ・ウイルスバスターコーポレートエディション
- ・Lanscope Cat
- ・Adobe Reader
- ・Adobe FlashPlayer
- ・Internet Explorer
- ・Lhaplus
- ・PrimoPDF
- ・PDForsell
- ・一太郎ビューワ
- ・Microsoft Office IME

(イ) クライアント端末のトラブル

(15) 契約(業務)期間終了後の引継ぎ

本運用管理業務(ハウジング環境等の整備作業完了後～3月31日まで)は、令和2年(2020年)からは「行政情報ネットワーク・住民情報システム運用管理業務(仮称)」にて行っていく予定である。

「行政情報ネットワーク・住民情報システム運用管理業務(仮称)」が円滑に開始されるよう、本運用管理業務における業務手順書やマニュアル等を作成し、引継ぎを行うこと。なお、残インシデントなど、その他引き継ぎ項目についても、書面を作成し、引き継ぐこと。

5. その他

5-1 作業に係る要件

(1) 作業時間

- (ア) 本市のネットワーク拠点等にて実施する作業は、平日の夜間(18:00 から翌日の 9:00 までの間をいう。以下同じ。)または休日(平日以外の日をいう。以下同じ。)に行うことを原則とするが、本市が承諾する場合はこの限りではない。

(2) 作業計画

- (ア) 作業計画立案にあたり、「5-3 スケジュール要件」を考慮すること。また、必要に応じて本市と調整すること。
- (イ) 作業計画は、人員配置計画、連絡体制、実施スケジュール等を含み、本市が実施可否の判断を行うことができる内容とすること。
- (ウ) 作業計画書を作成すること。また、必要に応じて内容を見直し、本市の承認を得ること。

(3) 作業手順書

- (ア) 作業計画に基づき、作業手順書を作成し、本市の承認を得ること。
- (イ) 切り戻し判断時に実施する手順も本書に含めること。
- (ウ) 各作業が正しく行われていることの確認を含めること。
- (エ) 作業に関するタイムチャートを含めること。また、関連する他の事業者作業も考慮すること。
- (オ) 本件と類似する案件で発生した問題等から、作業において想定されるリスクを事前に識別、抽出すること。

(4) 作業の進捗および結果の報告

- (ア) 作業計画、作業手順書に基づき作業を実施すること。なお、進捗は定期的または本市の求めに応じて報告を行うこと。
- (イ) 作業の結果を速やかに本市に報告し、判断を仰ぐこと。その結果、切り戻しが必要となった場合は、速やかに対応すること。
- (ウ) 作業実施後は、トラブル報告・問合せが多く発生することが想定されるため、そのための十分な要員、対応時間を確保すること。
- (エ) 本事業の成果物については、以下を想定している。フォーマットや記載内容については本市と協議のうえ、別途取り決めとする。

- ・導入機器一覧表
- ・論理構成図
- ・物理構成図
- ・作業工程表
- ・作業体制表
- ・課題管理表

- ・作業計画書
- ・基本設計書
- ・詳細設計書
- ・クライアント端末動作確認チェックシート
- ・配線系統図

5-2 LAN 配線及び付帯作業に係る要件

- (1) 機器等の設置に必要な付属物、機器の接続に必要なケーブル類(ラックレール、ラック取付けネジ、ラック用棚板、固定金具、電源ケーブル、ツイストペアケーブル等)は、受託者が用意すること。
- (2) ネットワーク機器を接続する際に利用するツイストペアケーブルは、Category 5e 以上を使用すること。
- (3) 配線ケーブルは、配管ダクト、モール等により保護を行うこと。また、他の露出部についても極力同様の保護を行うこと。なお、天井内は原則としてころがし配線とする。
- (4) ケーブルの要所には、プラスチック、またはファイバ製品の表示札等を取り付け、系統種別、行先等を表示すること。また、配線に使用するケーブルの色についても本市の指示に従うこと。

5-3 スケジュール要件

- (1) ハウジング環境等の整備(「4-3-1 ハウジング環境及び専用回線」～「4-3-6 クライアント端末整備」)
令和元年(2019年)11月29日(金)まで
※サーバのデータセンターへの移設は、令和元年(2019年)12月28日(土)から令和2年(2020年)1月5日(日)までに行うものとする。
※データセンターの課金開始時期は、準備期間も含め11月以降とする。
- (2) クライアント端末整備
令和元年(2019年)11月29日(金)まで
- (3) サーバのOS等の更新とクライアント端末の入替後の運用管理業務
(1)ハウジング環境等の整備(「4-3-1 ハウジング環境及び専用回線」～「4-3-6 クライアント端末整備」)作業完了後から令和2年(2020年)3月31日(火)まで
- (4) 上下水道局庁舎内サーバ室整備

令和 2 年(2020 年)3 月 31 日(火)まで